

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

99百万円(84百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジアの急速な経済発展に伴う資源需要の増大等を背景に、循環資源の国際移動が活発化している。我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、循環資源の輸出入の増加に伴い、水際での立ち入り検査を行う件数が増加している。

他方、アジア各国において、廃棄物等のリサイクル・処理体制が未整備であること等から、我が国から輸出された廃棄物等の処理において、一部の輸出先国での環境汚染を招いているのではないかと指摘がなされている。こうした事態に対処し、アジアにおける適正な資源循環を管理していくため、国内外においてバーゼル条約の施行体制を強化し、不適切な輸出入の防止及び各国におけるリサイクル・処理体制整備支援のための取組を行う。

こうした方針は、本年5月に採択された神戸3R行動計画において合意され、G8北海道洞爺湖サミットにおいて各国首脳により確認されたところである。

2. 事業計画

(1) バーゼル条約対策

引き続き本条約及び関係法令に対応するための業務を行うとともに、新たにバーゼル法に基づく規制対象物について、相手国との見解が分かれ、国際的紛争の要因となることを防ぐため、規制対象廃棄物の判断基準の明確化を行う。さらに、近年、中国等の途上国向けに廃棄物等を輸出しようとする事案の増加を踏まえ、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、法施行体制の強化を図る。

(2) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」におけるワークショップの開催等により、アジア各国のバーゼル

条約当局間における条約の一体的な施行能力の向上を図るとともに、アジアにおける循環資源の適正管理方策の検討等を行う。

(3) コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金

我が国から途上国へ相当数の使用済みコンピュータが輸出されていることを踏まえ、途上国における適正なリユース・リサイクルの推進による環境汚染の未然防止及び資源の有効利用促進を図るため、バーゼル条約事務局に対して拠出を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

バーゼル条約規制対象物に関する基準

締約国規制状況等データベース（ウェブサイト上に掲載）

事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子

アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）

使用済みコンピュータの環境上適正な処理ガイドライン

<アウトカム>

- ・ 廃棄物等の不法輸出入の未然防止
- ・ 条約に対応するための業務の円滑化
- ・ 輸出入事業者のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
- ・ 廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
- ・ アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・ アジア各国におけるリサイクル・処理体制の整備

4. 備考

（内訳）

バーゼル条約対策費	18百万円
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	43百万円
コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金	37百万円

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

アジア諸国との協力推進

適正な資源循環の管理に向け、担当官同士のネットワーク等を通じ、アジア各国のバーゼル条約施行能力の向上を図る



ワークショップの開催

<不法輸出入防止に関するアジアネットワーク>

- ・法令情報に関するウェブサイトの運営
- ・規制対象廃棄物の判断基準明確化
- ・循環資源の適正管理方策の検討

<コンピュータ機器廃棄物適正管理事業>

- ・バーゼル条約の実施する使用済みコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクトへの拠出
- ・適正処理ガイドラインの策定
- ・回収パイロットプロジェクトの実施



(中古利用目的と称したテレビ)



(他の貨物に混入して輸出を図った基板)



(中古利用目的と称したエアコン室外機)

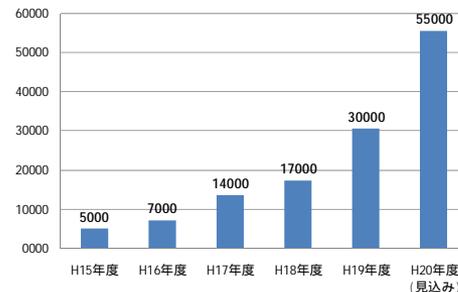
国内監視体制の強化

不適正な輸出入の防止に向け、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、相手国における処理状況の確認等の実施

バーゼル法等説明会



事前相談件数



貨物立入検査

